

健 長 第 1 4 3 6 号  
平成 2 6 年 3 月 2 8 日

山形県介護支援専門員協会 会長 殿

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

「山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」及び「山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」の制定について（通知）

本県の健康福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御指導、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで制定に向けて検討していましたが指定居宅介護支援に係る県の条例及び規則を下記のように決めましたので、御承知ください。

なお、居宅介護支援事業者には別添のとおり通知していますので、併せて御承知くださるとともに、貴協会会員の方への周知についても御配慮いただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

## 記

### 1. 県が定めた条例及び規則（当該条例及び規則番号）

#### （1）条例

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
（平成 26 年山形県条例第 22 号）

#### （2）規則

山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
施行規則（平成 26 年山形県規則第 12 号）

### 2. 条例及び規則の公布日及び施行日

（1）条例・規則の公布日 平成 26 年 3 月 25 日

（2）条例・規則の施行日 平成 26 年 7 月 1 日

### 3. 条例及び規則の内容等

条例及び規則の全文が搭載された山形県公報と、国の基準と県の条例・規則の比較ができるように作成した対比表（3段表）を、平成 26 年 4 月 1 日から山形県ホームページの以下の場所に掲載しますので、そちらを御確認ください。（印刷、保存ができます。）

(1) 山形県ホームページでの掲載場所

○山形県ホームページのトップページを開く → 同ページの右上の「組織で探す」をクリック → 「健康福祉部」をクリックし、更に「健康長寿推進課（長寿安心支援室）」をクリック → 「事業指導担当」の中にある「山形県介護保険サービスの基準条例・施行規則について（平成26年4月1日更新）」をクリック → 該当するページが開きます

(2) 該当するページのURL

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/jigyousido/kaigokijunjorei.html>

4. その他

平成26年6月頃に予定しています介護保険施設・事業所に対する集団指導でも、周知、指導を行います。

担当

山形県健康福祉部健康長寿推進課  
事業指導担当 加藤

TEL023-630-2273